

○厚生労働省告示第八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

本則及び別表を次のように改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、画像診断、処置又は手術を受ける患者

イ K 1 9 0 | 6 仙骨神経刺激装置植込術

ロ K 1 9 0 | 7 仙骨神経刺激装置交換術

ハ K 2 6 0 | 2 羊膜移植術

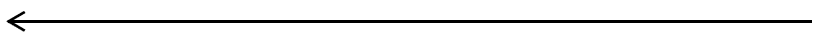
ニ K 2 8 1 | 2 網膜再建術

ホ	K 3 2 8   2	植込型骨導補聴器移植術
へ	K 3 2 8   3	植込型骨導補聴器交換術
ト	K 3 4 0   7	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)
チ	K 4 7 6   4	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
リ	K 5 0 9   4	気管支瘻孔閉鎖術
ヌ	K 5 5 5   2	経皮的動脈弁置換術
ル	K 5 6 2   2	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術
ヲ	K 6 1 7   5	内視鏡下肢静脈瘤不全穿通枝切離術
ワ	K 6 5 6   2	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)
カ	K 6 9 9   2	体外衝撃波腓石破碎術(一連につき)
ヨ	K 6 9 9   2	体外衝撃波腓石破碎術(一連につき) (注に規定する破碎した腓石を内視鏡を用いて除去する場合に限る。)
タ	K 8 7 9   2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
レ	K 9 1 0   3	胎児胸腔・羊水腔シヤント術(一連につき)

二 別表一の薬剤の欄に掲げる薬剤(当該薬剤ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表17の診断

群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。)に係るものに限る。)を投与される患者

三 別表二の手術・検査の欄に掲げる手術・検査(当該手術・検査ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表17の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。)に係るものに限る。)が入院日から五日以内に実施される患者



別表一

	薬剤	診断群分類番号
1	オクトレオチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年11月25日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060035xx0103xx
		060035xx0113xx
		060035xx97x2xx
		060035xx97x30x
		060035xx97x31x
		060035xx99x2xx
		060035xx99x30x
		060035xx99x31x
2	ミグルスタット（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
3	ドルナーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
4	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年8月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	100360xxxxxxxx

5	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年9月28日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060335xx0100xx
		060335xx0200xx
		060335xx0210xx
		060335xx97x0xx
		060335xx99x00x
		060335xx99x01x
		060340xx0100xx
		060340xx0200x
		060340xx02001x
		060340xx0210xx
		060340xx03x00x
		060340xx97x00x
		060340xx99x00x
		060340xx99x01x
060370xx99x00x		
6	スチリペントール（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010230xx97x00x
		010230xx97x01x
		010230xx99x00x
		010230xx99x01x
		010230xx99x10x

7	フェニル酪酸ナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
8	パゾパニブ塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	03001xxx0103xx
		03001xxx0104xx
		03001xxx0113xx
		03001xxx0114xx
		03001xxx97x3xx
		03001xxx97x4xx
		03001xxx99x3xx
		03001xxx99x4xx
9	ランレオチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100260xx9711xx
		100260xx9911xx
10	チゲサイクリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
11	トブラマイシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
12	エベロリムス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年11月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx01x50x
		010010xx01x51x
		010010xx97x4xx
		010010xx9904xx
		180060xx97xxxx
13	セツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年12月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	03001xxx0103xx
		03001xxx0104xx
		03001xxx0113xx
		03001xxx0114xx
		03001xxx97x3xx
		03001xxx97x4xx
		03001xxx97x5xx
		03001xxx99x3xx
03001xxx99x4xx		
14	リツキシマブ（遺伝子組換え）（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年1月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	070560xx97x0xx
		070560xx97x1xx
		070560xx99x0xx
		070560xx99x1xx
		070560xx99x4xx
		130140xxxxxxxx
15	B型ボツリヌス毒素（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010180xx97x0xx
		010180xx99x0xx

16	<p>パクリタキセル（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年9月6日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）</p>	<p>全ての診断群分類番号</p>
	<p>パクリタキセル（アルブミン懸濁型）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	040040xx97x3xx
		040040xx97x4xx
		040040xx9903xx
		040040xx9904xx
		040040xx9913xx
		040040xx9914xx
		060020xx01x4xx
		060020xx03x4xx
		060020xx97x4xx
060020xx99x40x		
060020xx99x41x		
17	<p>レゴラフェニブ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。）に係るものに限る。）</p>	060010xx01x3xx
		060010xx01x4xx
		060010xx02x3xx
		060010xx02x40x
		060010xx02x41x
		060010xx97x3xx
		060010xx97x40x
		060010xx97x41x
		060010xx99x30x
		060010xx99x31x
		060010xx99x40x
		060010xx99x41x
		060020xx01x3xx
		060020xx02x3xx
		060020xx03x3xx
		060020xx04x3xx
		060020xx97x3xx
		060020xx99x30x
		060020xx99x31x
		060030xx01x3xx
060030xx97x3xx		
060035xx0105xx		
060035xx0115xx		
060040xx02x6xx		
18	<p>メトレプレチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）</p>	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx

19	オフアツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130050xx97x2xx 130050xx99x2xx
20	アダリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年5月16日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060185xx01x0xx 060185xx01x1xx 060185xx97x0xx 060185xx97x1xx 060185xx99x0xx 060185xx99x1xx 060185xx99x2xx 060185xx99x3xx
21	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年6月14日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx01x4xx 010010xx01x50x 010010xx01x51x 010010xx01x7xx 010010xx01x8xx 010010xx97x4xx 010010xx97x5xx 010010xx97x6xx 010010xx97x7xx 010010xx9904xx 010010xx99050x 010010xx99051x 010010xx9907xx
22	アミノレブリン酸塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010010xx01x00x 010010xx97x00x
23	ペルツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x6xx 090010xx99x6xx
24	パリビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	150110xxxxxxxx
25	ラニズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020210xx01xxxx 020210xx97xxxx 020210xx99xxxx 020350xx97xxxx 020350xx99xxxx
26	タラボルフィンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年9月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx01x00x 010010xx01x01x 010010xx01x10x 010010xx01x2xx 010010xx01x3xx 010010xx97x00x 010010xx97x01x 010010xx97x1xx 010010xx97x3xx



27	パミドロン酸二ナトリウム水和物（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年10月28日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	140500xx97xxxx
28	タファミジスメグルミン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010111xxxxx0xx
		100370xx97xxxx
		100370xx99xxxx
29	シメプレビルナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x1xx
		060295xx99x1xx
30	イオフルパン（ <sup>123</sup> I）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	01021xxxxx0x0x

別表二

	手術・検査		診断群分類番号
1	D 2 3 7	終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合	030250xx991xxx
2	D 2 3 7	終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	030250xx991xxx
3	D 2 3 7	終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合	030250xx991xxx
			010300xxxxxxxx
			170040xxxxxxxx
			010230xx99x00x
4	D 2 9 1 - 2	小児食物アレルギー負荷検査	080270xxxx1xxx
5	D 4 1 3	前立腺針生検法	110080xx991xxx
			110200xx99xxxx
6	K 0 0 8	<sup>えき</sup> 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術	全ての診断群分類
7	K 0 9 3 - 2	関節鏡下手根管開放手術	全ての診断群分類
8	K 1 9 6 - 2	<sup>く</sup> 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	全ての診断群分類
9	K 2 8 2	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの	全ての診断群分類
10	K 2 8 2	水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合	全ての診断群分類
11	K 4 7 4	乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満	全ての診断群分類
12	K 6 1 7	下肢静脈瘤 <sup>りゅう</sup> 手術 1 抜去切除術	全ての診断群分類
13	K 6 1 7	下肢静脈瘤 <sup>りゅう</sup> 手術 2 硬化療法（一連として）	全ての診断群分類

14	K 6 1 7	下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術	全ての診断群分類
15	K 6 3 3	ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア	全ての診断群分類
16	K 6 3 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜）	全ての診断群分類
17	K 7 2 1	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満	全ての診断群分類
18	K 7 2 1	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上	全ての診断群分類
19	K 7 4 3	痔核手術（脱肛を含む） 2 硬化療法（四段階注射法によるもの）	全ての診断群分類
20	K 8 6 7	子宮頸部（膣部）切除術	全ての診断群分類
21	K 8 7 3	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	全ての診断群分類